

スタートアップ総力創出パッケージ  
～イノベーションを生み出す、育てる、実装する～

2026年5月20日

スタートアップ総力創出パッケージ  
～イノベーションを生み出す、育てる、実装する～  
(目次)

1. 現状と課題	p 2
2. 対応の方向性	p 5
(柱1) スタートアップのスケールアップ	
(柱2) ディープテック・スタートアップの支援	
(柱3) 地域の経済社会を担うスタートアップの創出・育成	
3. 目標 (KPI)	p 6
4. 施策のパッケージ	p 6
(柱1) スタートアップのスケールアップ	
(1) 内外からの成長資金の供給拡大	p 6
(2) 出口の多様化	p10
(3) 世界に伍するスタートアップエコシステムの形成とグローバルネットワークの強化	p11
(柱2) ディープテック・スタートアップの支援	
(1) 政府・大企業による調達の強化	p13
(2) 優れた技術の事業化	p15
(3) 経営力の強化と伴走支援体制の充実	p17
(柱3) 地域の経済社会を担うスタートアップの創出・育成	
(1) 次世代を担う起業家の育成	p18
(2) 地域におけるスタートアップの更なる創出に向けた支援	p18
(3) 社会課題解決を牽引するスタートアップの実証・調達	p20
(4) 地域における多様なプレイヤーの連携	p21

## 1. 現状と課題

- 政府は、2022年11月に「スタートアップ育成5か年計画」（以下、「5か年計画」と略）を策定し、①スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築、②スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化、③オープンイノベーションの推進の3つの柱に沿った取組を推進してきた。例えば、

### ①スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築

- ・ 「未踏」事業を大規模に拡大するとともに、他の法人にも横展開することにより、年間500人を超える規模でメンターによる若手人材を育成
- ・ 科学技術振興機構に988億円の基金を新規造成（2022年度）し、年間1,000件を超える大学発の研究成果事業化を支援
- ・ グローバル・スタートアップ・キャンパス構想において、世界から優れた人材・投資を集める呼び水となるよう先行的活動を開始

### ②スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化

- ・ 中小企業基盤整備機構へ国から200億円出資、産業革新投資機構に2,000億円の新たなファンドを立ち上げるなど（いずれも2022年度）、官民ファンド等の出資機能を強化
- ・ 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に1,000億円の基金を新規造成（2022年度）し、ディープテック<sup>1</sup>・スタートアップを支援
- ・ SBIR制度<sup>2</sup>において新たに大規模技術実証を支援する「フェーズ3」を措置

### ③オープンイノベーションの推進

- ・ オープンイノベーション促進税制について、新たにスタートアップをM&Aで買収する際にも適用

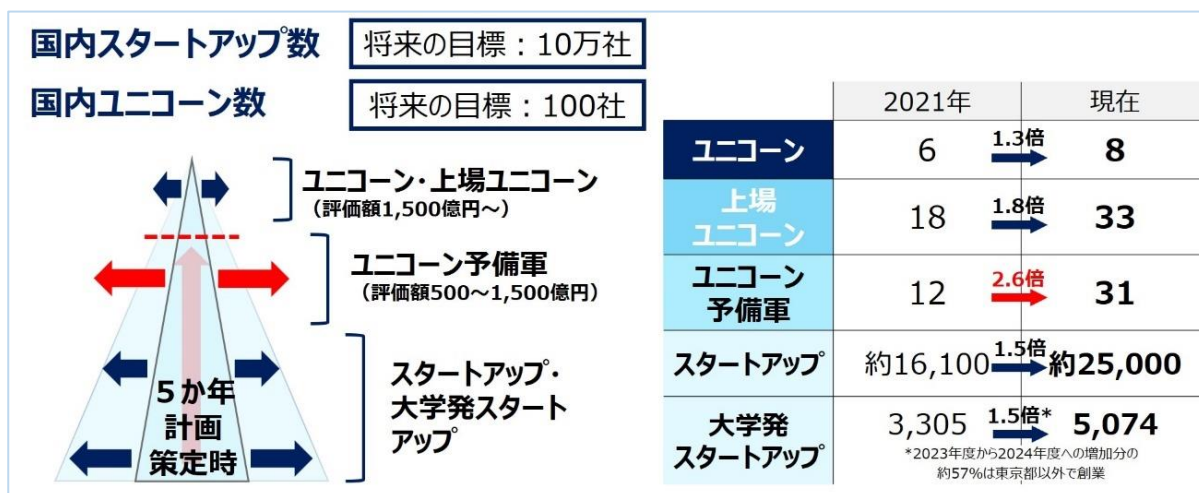
といった施策を講じてきた。

---

<sup>1</sup> ディープテックとは、人工知能（AI）、バイオ等、特定の自然科学分野での研究を通じて得られた科学的な発見に基づく技術であり、その事業化・社会実装を実現できれば、国や世界全体で取り組むべき経済社会課題の解決等、社会に大きなインパクトを与えられるような潜在力のある技術を指す。

<sup>2</sup> Small/Startup Business Innovation Research の略。スタートアップ等による研究開発を促進し、その成果を円滑に社会実装し、それによって我が国のイノベーション創出を促進するための制度。

- こうした施策を講じてきた結果、我が国のスタートアップ数は25,000社へと増加し、大学発スタートアップも、3年間で1.5倍に増加、ユニコーン<sup>3</sup>予備軍も約3倍となるなど、スタートアップエコシステムは着実に発展している<sup>4</sup>。



- また、スタートアップが創出する付加価値は日本全体の名目 GDP の約4%<sup>5</sup>となり、この2年間で約32%増加している<sup>6</sup>。

<sup>3</sup> 「ユニコーン」とは時価総額10億ドル超の未公開企業を指す。ここで言う「ユニコーン予備軍」とは時価総額500億円～1,500億円の未公開企業。

<sup>4</sup> 各指標の出典、定義は以下のとおり。

- ・ユニコーン数：CB Insights、Pitchbook、スピーダスタートアップ情報リサーチ。
- ・上場ユニコーン数：Pitchbook、スピーダスタートアップ情報リサーチ。2016年1月1日から2025年12月31日の間にIPOした企業のうち、スタートアップ情報リサーチスピーダに掲載されている企業であり、外部調達を行ったことがあり、かつ上場後1度でも時価総額が10億ドル又は1,500億円を上回っている企業を集計。このうち、被M&A等により現在は非上場となっている企業は除外。
- ・ユニコーン予備軍（2021年）：株式会社ユーザベース「Japan Startup Finance2020」。
- ・ユニコーン予備軍（現在）：スピーダスタートアップ情報リサーチ。2026年3月31日時点で「調査継続中」で調達後評価額が500億円から1,500億円の企業。
- ・大学発スタートアップ：令和6年度大学発ベンチャー実態等調査。年度別の数字であり、2021年度：3,305社、2024年度：5,074社。

<sup>5</sup> 2025年の日本の名目GDP(663.8兆円)との比較。

<sup>6</sup> 令和7年度ユニコーン創出支援事業(起業家精神・スタートアップ企業の情報整備等に関する調査)、内閣府 経済社会総合研究所「国民経済計算 (GDP 統計)」(2026年3月31日時点)。直接効果とは、スタートアップの経済活動により創出される付加価値を指し、間接波及効果とは、スタートアップに対するサプライヤーの経済活動や所得創出に伴う消費支出が引き金となり連鎖的に創出される経済効果を指す。本調査では間接波及効果のうち2次波及効果までを推計。

## スタートアップによる創出GDPの推移

25.69兆円のGDPを創出し、  
日本の名目GDP対比では約4%



- 一方、ユニコーン数や資金調達額<sup>7</sup>については、「5か年計画」の目標にはまだ遠く、我が国を世界に伍するスタートアップエコシステムとするためには、スケールアップのための成長資金供給の強化が引き続き大きな課題である。スタートアップがユニコーン級の規模に成長し、エグジットし、リターンを得た投資家の資金やその成功にひきつけられた資金が次なるスタートアップへの投資を生み出すような好循環を生み出すには至っていない。
- ディープテック・スタートアップは17の戦略分野における技術革新や成長投資の先導的な担い手であると同時に、ユニコーンに成長する潜在力を有している。日本には強固な科学技術の基盤があるが、ディープテック・スタートアップは、一般的に、収益化までに長期間と大規模資金を要するため、その壁を乗り越えるための支援の強化が必要である。
- 大学発スタートアップの創業数は、その約6割が東京都以外の地域において増加するなど、地域におけるスタートアップ創出の裾野は着実に拡大している。他方、資金調達額の約8割は依然として東京に集中しており<sup>8</sup>、成長機会の地域間格差が存在している。こうした状況を踏まえ、地域において創出されたスタートアップの成長および社会実装を促進し、地域における持続的な価値創出と産業基盤の転換を実現するエコシステムへと発展させる必要がある。

<sup>7</sup> 日本国内：株式会社ユーザベース「Japan Startup Finance 2025」、海外：Dealroom.co. “Locations fundings heatmap”。

<sup>8</sup> 株式会社ユーザベース「Japan Startup Finance 2024」。

## 国内資金調達額

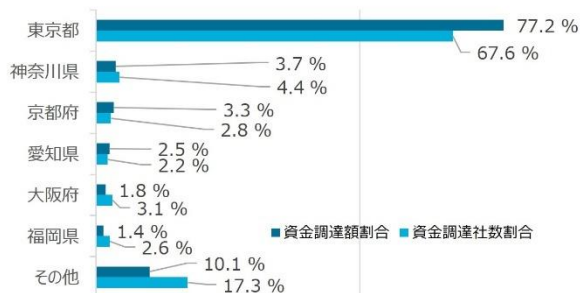
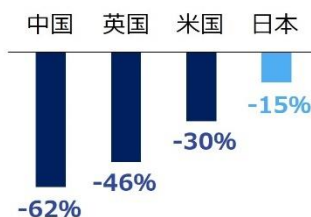
2027年度の目標：10兆円規模

## 地域別の資金調達の割合

2021年：8,876億円 → 2025年：7,613億円（速報値）

日本のスタートアップによる資金調達は東京に偏重している  
（資金調達社数割合 67.6% 資金調達額割合 77.2%）

海外主要国が2021年比で大きく減少する中、  
相対的に減少幅は小さい。



## 2. 対応の方向性

- これらの課題を解決するために政府が一步前に出て、エコシステム構築に取り組む必要があり、スタートアップのスケールアップ（柱1）、ディープテック・スタートアップの支援（柱2）、地域の経済社会を担うスタートアップの創出・育成（柱3）の3本柱を通じて「5か年計画」強化に取り組む。

### （柱1）スタートアップのスケールアップ

- ・ スケールアップを加速するエコシステムの構築にあたっては、グローバル・ファイナンスの強化が最重要である。また単にリスクマネーの供給を増やすだけでなく、国内外の優秀でスケールアップする能力の高い起業家や投資家を我が国に惹き付けられるような環境整備を進め、M&Aも含めた多様なエグジット（出口）の確保により、資金と人材が循環することを目指す。加えて、海外からの投資、スタートアップ、人材の誘致を進め、世界の資金・人材・技術がダイナミックに循環するグローバルなエコシステムへの接続を強化する。

### （柱2）ディープテック・スタートアップの支援

- ・ ディープテック・スタートアップの創出・育成のためには、研究開発から事業化・社会実装に至るまで切れ目ない支援を継続・強化する必要がある。特に、初期需要創出のために政府調達の活用を強化することが最重要。これまでSBIRで取り組んできた、研究開発支援に加えて、本格導入前の試験導入・運用を加速するためアンカーテナンシー型<sup>9</sup>の委託による試験導入・運用の取組みを強化するとともに、スタートアップが政府調達に参入しやすくするための環境を整備する。また、防衛力強化にスタートアップの力を活かし、同時に、防衛分野での調達や研究開発・実証等を起爆剤に、スタートアップが成長する好循環を生み出す観点を踏まえ、デュアルユース・スタートアップのエコシステム強化に特に重点的に取り組む。加えて、17の戦略分野をはじめとして、日本が

<sup>9</sup> 政府が民間企業の製品やサービスを安定的な大口顧客として長期契約で購入・利用することを約束することで、民間投資を呼び込み産業育成を支援する手法。

競争力を有する技術を活用し、グローバルにスケールするポテンシャルの高いディープテック・スタートアップに対して、集中的に支援策を措置する。

### (柱3) 地域の経済社会を担うスタートアップの創出・育成

- 地域のスタートアップエコシステム強化のために、起業家教育の更なる充実、大学・高専発スタートアップの創出・育成の強化、自治体によるスタートアップ調達の強化、スタートアップ・エコシステム拠点都市<sup>10</sup>の更なる強化等を進める。

## 3. 目標 (KPI)

- 2027年度までの残りの期間、「5か年計画」で掲げた目標の達成に向けた取組を続ける。
  - スタートアップへの投資額を2022年度から5年後の2027年度に10倍を超える規模にする(10兆円規模)。
  - 将来において、ユニコーンを100社創出し、スタートアップを10万社創出する。
- これらの目標の達成状況について、補完的なデータも用いながら、多角的な検証を行う。

## 4. 施策のパッケージ

### (柱1) スタートアップのスケールアップ

#### (1) 内外からの成長資金の供給拡大

<政府系金融機関等による資金供給強化に向けた取組>

- ①政府系金融機関等からの資金供給強化
  - 事業化・社会実装に長期間を要するディープテック等のスタートアップや、大規模な成長資金が必要となるグロス・レイターステージのスタートアップに対して、特定投資業務等を通じて、日本政策投資銀行(DBJ)による資金供給を加速することで、更なる成長を後押しする。
  - また、産業革新投資機構(JIC)において、アーリーからグロス・レイターステージまでの一貫通貫した支援等の資金供給の取組の強化を通じて、

---

<sup>10</sup> 地域ごとに、地方自治体、大学、産業界によるコンソーシアムの形成を促すため、これらを「スタートアップ・エコシステム拠点都市」として2020年7月に8都市を選定。2025年6月には、第1期の8都市に加え、新たに5都市を第2期スタートアップ・エコシステム拠点都市として選定。

ディープテック等のスタートアップの更なる成長を促進する。

- 加えて、17の戦略分野をはじめとして、シード期からレイター期まで一貫通貫で支援を実施するため、政府系機関からの資金供給強化の方策を検討する。

## ② 中小機構による債務保証制度枠の拡充

- ディープテック・スタートアップの成長のための資金調達手段の多様化の観点から、ディープテック・スタートアップの量産体制整備等のための資金に係る融資に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が借入元本の50%の債務保証を行う制度を措置しているが、国家戦略上重要な技術に関するスタートアップで、特にリスクが高く大規模な成長投資を行う者に対する融資に係る債務保証については、17の戦略分野に重点化しつつ、制度内容の拡充も含め検討を進める。

## <機関投資家からの資金供給拡大に向けた取組>

### ③ GPIF、大学基金など機関投資家からのオルタナティブ投資の拡大、ベンチャーキャピタル（VC）ファンドへの資金供給

- (i) GPIFのオルタナティブ投資、VCファンドを含むPEファンドへの資金供給拡大
- GPIFにおいて、運用受託機関との対話等を通じて、資金が円滑に供給される投資環境の整備<sup>11</sup>に努めるとともに、分析体制の強化・専門性の向上、多様化した運用手法の活用を進め、着実に投資実績を積み上げる。その結果として、ベンチャーキャピタルやバイアウトなどの日本のPEファンドへの投資のコミットメントを行い、国内スタートアップへの資金供給拡大につなげる。

### (ii) オルタナティブ投資の戦略的な取組の実施に向けた大学ファンドの運用高度化

- 大学独自基金においては、大学の資産運用の促進・高度化に向けたガイドブックの策定・周知や、好事例の収集・横展開、共同運用を促進するとともに、アセットオーナー・プリンシプルの受入を促進する。
- 国際卓越研究大学等を支援する10兆円規模の大学ファンドにおいては、VCファンドやバイアウトファンドへの出資を含むオルタナティブ投資の戦略的な取組の実施や大学独自基金の運用モデルとなることを目指して、着実に運用高度化を進める。

---

<sup>11</sup> 運用受託機関等とのコミュニケーションを通じて、国内VC等に対して、公正価値評価（時価評価）の導入や、投資戦略・実績などの運用状況の開示を求める投資環境整備を進める。

- (iii) 「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項 (VCRHs)」<sup>12</sup>のフォローアップ及び見直し
- 国内VCに対する内外の機関投資家からの資金供給を促進する観点から、2024年10月に策定した「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」のフォローアップ及び見直しを行う。

#### <資金供給拡大に向けた規制改革・環境整備>

- ④東証グロース市場及びプロマーケットの活性化
  - 東京証券取引所（東証）グロース市場について、新基準（上場維持基準を「上場10年経過後から、時価総額40億円以上」から「上場5年経過後から、時価総額100億円以上」に変更：2025年12月改正）の2030年の適用開始に向けて、グロース市場上場企業の成長を強力にサポートするため、東証において、「高い成長を目指した経営」の働きかけのフォローアップや好事例集の充実、機関投資家等との接点づくり等の取組みを進める。
  - 非上場とグロース市場などの一般市場との間に位置するプロマーケットについても、昨今その活用ニーズが高まっているところ、東証において、一般市場上場後に大きく成長していくための準備を進める TOKYO PRO Market (TPM) 上場企業に対する支援を強化し、TPMの機能発揮に向けた取組を進めているほか、地方取引所においてもプロマーケット市場を開設する動きがある。引き続き、東証等と連携して、プロマーケットの活性化を推進していく。
- ⑤ベンチャー投資法人の活用に向けた東証の制度改正によるNISAを含めた個人投資家からの資金流入の拡大など、クロスオーバー投資の促進
  - 非上場株式を対象とした東証の上場ベンチャーファンド市場の利用活性化を促進する観点から、上場後のポートフォリオ構築期間を延長するなど、ファンドに係る運用の自由度の向上等に向けた東証の制度改正を2026年夏頃に行い、NISAを含めた国内個人投資家からの資金流入を拡大する。
  - 投資信託の非上場株式の組入比率（公募：原則15%まで）に係る上限超過時の対応が柔軟化した資産運用業協会の規則改正（2026年4月）の周知・浸透を通じて、スタートアップを含む非上場株式を組み込んだ公募投資信託の組成を促進する。さらに、顧客保護に留意した上で、プライベート資産に特化した新たな投資信託の枠組を整備する。
  - 加えて、スタートアップが上場した後においても地域金融機関等の投資専

---

<sup>12</sup> 「VCRHs (Venture Capitals: Recommendations and Hopes)」は、公正価値評価に基づくファンド財務情報の提供や受託者責任・ガバナンス等 (Recommendations:推奨される事項)、スタートアップの成長に資する経営支援やフォローオン投資を含む資本政策支援等 (Hopes:期待される事項) から構成される。

門会社を通じた追加出資を可能とするための規制緩和により、スタートアップへの資本性資金の供給を促し、クロスオーバー投資を促進する。

⑥独占禁止法に基づく議決権保有制限の見直し

- 我が国のベンチャーキャピタル（VC）ファンドへの出資の3割程度を占める銀行等による資金供給を拡大する観点から、銀行等が投資事業有限責任組合（LPS）の有限責任組合員（LP）となり、組合財産として議決権を保有する場合について、現行法上10年間とされている議決権保有制限の例外となる期間の撤廃及び延長について検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。

⑦資金調達時の有価証券届出書の提出免除基準の引上げ

- 資金調達時の有価証券届出書の提出免除基準を5億円に引き上げると同時に、少額募集制度については利用可能な調達金額を5億円以上10億円未満の募集に引き上げる制度改正の浸透を通じて、スタートアップ・ファイナンスにおける情報開示に係る負担を軽減する。

⑧スタートアップ新市場創出タスクフォースの拡充をはじめとした規制改革の取組

- 事業者の声を適切に吸い上げて規制改革につなげる「スタートアップ新市場創出タスクフォース」の周知徹底、手続期間の短縮や専門家による伴走支援の拡充をはじめ、スタートアップの有する優れた技術等の社会実装に向けた環境整備を推進するとともに、関係府省庁の連携を強化し、規制改革推進会議等を通じて、スタートアップに関する迅速かつ大胆な規制・制度改革を推進する。

⑨エンジェル税制の利用促進

- スタートアップに対する個人からの資金供給を促す観点から、スタートアップ企業へ投資を行い、株式を取得した個人投資家に対して税制上の優遇措置を行う制度であるエンジェル税制について、活用促進を図る。

⑩「日本版 DAF」（公益法人・公益信託）の活用促進

- スタートアップへの資金供給手段の多様化にも資するいわゆる DAF（Donor Advised Fund）について、その受け皿となる公益法人・公益信託が社会課題の解決に向けた民間公益活動を柔軟に展開できるようにする制度改革（2024 年法改正）を行い、基金を設け寄附者の意思を勘案して運用や助成を行う公益法人の事例が増加してきている。こうした国内における取組が一層進むよう、公益法人・公益信託において、いわゆる DAF の取組が可能であることなどを 2026 年度内にガイドラインにおいて明確化する。加えて、様々な活用事例の創出も含めた制度の活用促進を図り、公益法人・公

益信託への寄附の拡大、公益法人・公益信託による資産運用・助成方法の多様化の取組を促進する。

- ⑪誰もが自分らしく挑戦できるインクルーシブなエコシステム形成に向けて
- 女性起業家を含むスタートアップ関係者の人権を擁護しハラスメントに遭いにくい環境を作るため、ハラスメントに関する相談窓口を中小機構基盤整備機構において設置する。加えて、金融庁及び経済産業省は「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項（VCRHs）」に推奨事項としてハラスメント防止を盛り込むとともに、関係業界に周知・普及を行う。さらに、女性起業家のエンパワーメントに向けて、女性起業家支援ネットワーク形成の取組を促進することで、誰もが自分らしく挑戦できるインクルーシブな環境をつくり、スタートアップエコシステムの健全な発展を図る。

## (2) 出口の多様化

### ①M&A市場の活性化

- スタートアップのM&A活性化に向けて、売り手・買い手双方が留意すべき事項を体系的にまとめた「M&Aガイダンス」を策定するとともに、その普及を図っていく。加えて、2026年度税制改正で拡充をしたオープンイノベーション促進税制の更なる活用を含め、M&A活性化に向けた取組を強化する。
- 国内の大企業やスタートアップによるM&Aで子会社の株式を追加取得する際や、海外展開時に現地のスタートアップ企業等を買収する際に、株式交付制度を利用可能とすることなどについて、2024年・2025年規制改革実施計画に基づき、引き続き法制審議会会社法制部会において検討し、結論を得る。

### ②のれんの会計処理

- 2025年7月に企業会計基準設定主体へ提案された「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」について、企業会計基準設定主体において、追加で収集される情報も踏まえ、スタートアップ関係者の問題意識が十分くみ取られ、適切な議論が行われつつ、検討プロセスが加速するよう、フォローする。

### ③プライマリー及びセカンダリー取引の活性化

- 「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」の報告書（2025年9月）の提言も踏まえ、プライマリー及びセカンダリー取引を行う投資家層の拡大を図る観点から、特定投資家（プロ投資家）への移行要件の緩和・明確化、特定投資家の要件を満たしているが移行手続を行って

いない者（潜在的特定投資家）を特定投資家私募の相手方の範囲に追加することを図り、特定投資家及び潜在的特定投資家による投資を促進する。

- また、有価証券届出書を提出することなく特定投資家向け有価証券を譲渡できる対象者の範囲について、これまでも認められてきた特定投資家等に加えて、潜在的特定投資家、当該有価証券の発行会社の役職員、既存株主及び発行会社との間でM&A等を実施する相手方を追加することにより、スタートアップへの投資の活性化を図る。

### （３）世界に伍するスタートアップエコシステムの形成とグローバルネットワークの強化

- ① グローバル・アクセラレーション・プログラムの強化、 J-StarX の強化
  - スタートアップが成長する際、大きな売上の確保のため海外進出が不可欠であることから、これまで国内スタートアップに対して、世界トップレベルの海外アクセラレーター等との連携プログラムを提供してきたが、中でも海外企業との協業や海外VCからの資金調達増につながるなど多くの成果を上げているグローバル・アクセラレーション・プログラムの「Equityコース」（出資を前提としたプログラム）の深化を含め、プログラム全体の充実を図る。さらに、起業初期段階から海外展開（Born Global）を志向するスタートアップを育成するため、J-StarXを強化する。
- ② 海外市場進出時の政府系金融機関（JBIC）からの資金供給促進、在外公館、JICA及び専門家による伴走支援の強化
  - 国内の有望なスタートアップの海外市場進出を推進するべく、JBICはじめ政府系機関の資金供給や海外でのネットワークを活用した海外展開支援など幅広い支援を行う。国際協力銀行（JBIC）は2024年10月に「スタートアップ投資戦略」を策定し、ミドル・レイター期の優良スタートアップ企業を投資対象として投資実績を積み重ねてきているが、今後、国内スタートアップの海外市場獲得や大きな成長を加速するべく、国内スタートアップへの資金供給や海外展開支援など金融・ビジネス両面での支援を充実させる。また、海外スタートアップと、我が国企業との協業実現を支援し、日本と海外エコシステムのつながりを強化する。
  - また、在外公館と連携し、現地の調達当局・アクセラレーター・大学・研究者（日本人含む）・プライム企業等の関係者と、日本側関係者とのネットワーキング、ピッチ、個別面談の機会創出を行う。さらには、デュアルユースを含む先端技術の見極めに通じた外部専門家を在外公館に起用し、現地での案件形成に資する伴走支援を図る。国際協力機構（JICA）を通じたエコシステム構築や民間資金動員促進を含む多角的な支援や外国政府の政策担当者等の招聘も積極的に進める。

- さらに例えば、介護系スタートアップのグローバル市場への展開を後押しするため、VCや提携先などの国内サポーターに加えて、海外サポーターとして現地の制度やビジネスについて相談できる人材を配置し、海外ネットワーク構築のための伴走支援体制を構築するための基礎情報の収集や検討を行う。さらに、AIを活用した介護テクノロジー開発・普及促進に向け、AIに特化した知見を有するサポーターを充実させる。
- ③海外VC及び海外スタートアップの誘致・連携
- 産業革新投資機構（JIC）及び中小企業基盤整備機構等の政府系ファンドから海外VCファンドに対するLP出資を拡大することを通じて、海外VCとのネットワークの強化や、日本のスタートアップへの投資促進を図る。さらに「国家戦略技術領域」に位置づけられている先端技術のスタートアップを軸に「Global Startup EXPO」を開催し、国内のベンチャーキャピタルやディープテック・スタートアップ等との交流を促進することで、海外VCからの投資拡大や日本への進出を促進する。
  - さらに、国内VCファンドが外国VCファンドと連携して、海外進出を目指す国内スタートアップ企業に共同出資する際、これまで外国VCファンドにかかっていた投資運用規制について緩和を行い、我が国発スタートアップの円滑な海外展開を促進する。
  - 「東証アジアスタートアップハブ」の取り組みや、海外スタートアップ向け東証上場ハンドブックである「BEYOND BORDERS」等を効果的に活用して、アジアを含む海外の有望なスタートアップの日本進出や東証上場を推進し、日本と海外のスタートアップエコシステムのつながりを強化する。
- ④スケールアップする能力の高い人材の惹き付けと、優秀な海外起業家等の呼び込みに向けた体制整備
- 国内外の優秀でスケールアップする能力の高い起業家や投資家を我が国に惹き付け、我が国を世界に伍するスタートアップエコシステムとする観点から、これまでに講じた政策の効果検証を実施した上で、税制を含むスタートアップに関連する政策の在り方や必要な措置について検討を進める。
  - 政府の基本方針である「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」に基づく、在留資格の適正化に向けた取組等を着実にやっていくことを前提としつつ、海外からの優秀な起業家、投資家、エンジニア等の日本への呼び込みやAIなどのデジタル技術も活用した在留審査の迅速化を図るべく、体制整備等を着実にやる。

## **(柱2) ディープテック・スタートアップの支援**

### **(1) 政府・大企業による調達強化**

- ①ディープテック・スタートアップの初期需要創出やスタートアップ契約など政府調達の強化
- (i) 初期需要創出やスタートアップ契約など政府調達の強化
    - 初期需要創出のため、スタートアップへの技術開発支援（補助等）を行う SBIR 制度を抜本強化し、「戦略製品・技術等政府実装加速化プログラム」など政府の本格調達につなげるアンカーテナンシー型の試験導入（委託等）の新たな枠組の創設を検討。併せて、民間企業の調達ニーズにつなげるため、既存の大規模技術実証支援についても見直し・拡充することを検討する。加えて、スタートアップが政府調達に参入しやすくするための契約等の運用指針を策定するとともに、政府調達に向けた NEDO 等による伴走支援体制を確立する。
    - 官公需 3 %<sup>13</sup>に向けた各省庁改善計画の策定やデジタルマーケットプレイス（DMP）などのカタログの活用促進を行う。
  - (ii) 大規模技術実証支援の見直し・拡充
    - 大規模技術実証支援については、令和 4 年度第 2 次補正予算において 2,060 億円を計上し、「中小企業イノベーション創出推進事業（フェーズ 3 基金事業）」を開始した。これまで実施 5 省（文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）において計 120 件のプロジェクトを採択し、支援を進めてきたところ。引き続き、今後のスタートアップ等の研究開発の進展や新たな社会課題に対応すべく、新たな公募を行うことも含めて、新しい枠組の中で大規模技術実証支援の見直し・拡充も検討する。
  - (iii) 試験導入・運用の枠組みの構築
    - SBIR 制度においては、研究開発（フェーズ 2）・大規模技術実証（フェーズ 3）によって開発された技術・製品等の事業化に係る取組の一つとして政府調達が掲げられている。一方で、スタートアップが開発した技術・製品等について、国・地方の行政機関等としては、一度試験的に導入し評価を行った上で判断したいとのニーズが高い。このことを踏まえ、SBIR 制度の支援により開発されたスタートアップの新製品や新サービスについて、国・地方の行政機関等が試験的に一定期間利用し、評価・フィードバックを行い、事業化に向けた改良につなげる仕組みを構築する。

---

<sup>13</sup> 官公需法（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律）に基づき、毎年度閣議決定される「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、国や独立行政法人などの国の関係機関が調達する物件、工事、サービスについて、スタートアップを含む創業 10 年未満の中小企業からの契約比率を「3 % 以上を目標とする」とされている。

## ②防衛分野におけるデュアルユース・スタートアップエコシステム形成

防衛力強化とスタートアップによるイノベーション創出の好循環を生み出すため、防衛省と経産省が連携して研究開発から調達まで一貫した支援を開始する。その際、防衛イノベーション科学技術研究所を通じた防衛イノベーションや画期的な装備品等を生み出す取組も推進する。

### (i) 防衛分野におけるイノベーション推進に向けた「ファストパス調達」

- 先進的な技術に裏付けられた新しい戦い方が勝敗を決する現代にあって、先端技術を迅速に取り入れるべく、優れた技術を有するスタートアップとの随意契約を可能とするスタートアップ技術提案方式の更なる活用や、部隊と企業が一体となってフィードバックサイクルを回し迅速な装備化を実現する「アジャイル型調達」を促進するとともに、複数企業と同時に契約し競争させ、運用ニーズを的確に踏まえた新技術の導入を可能とすべく今年度から新たにディフェンステック SBIR 制度を導入する。加えて、2026年2月に設置した「スタートアップ活用伴走支援グループ」を活用して各自衛隊等とのマッチングや、契約締結時の障害等を解消する伴走支援を実施する。

### (ii) スタートアップ研究拠点の設置

- スタートアップ企業等が有する先端技術を防衛分野において積極的に活用するにあたり、スタートアップのセキュアな研究開発の場の整備を目指しつつ、まずはスモールスタートを図るために既存施設の活用を検討する。これにより、スタートアップの参入促進及び迅速な事業立ち上げを可能とする。

## ③大企業によるイノベーション調達

- スタートアップの製品等の社会実装を促進するため、市場創出を見据えた、スタートアップ製品等の本格調達・購買の実現可能性を検証するための実環境での実証、研究開発を支援する事業を通じて、ディープテック・スタートアップと大企業等が共同して、性能最適化やコスト低減施策等を進め、最終製品化、事業期間後の本格調達に繋げる。

## (2) 優れた技術の事業化

### ①大学の優れた研究シーズに基づくスタートアップの支援

- 優れた研究シーズに基づく大学発スタートアップの創出に向けて、海外展開も見据えたディープテック・スタートアップの事業化支援を行う。また、事業化人材の育成や確保、海外拠点・海外VC等との連携、スタートアップへの出資を行う。さらに、大学等がハブとなってスタートアップと大企業の協働を促進する新たなオープンイノベーションの形成により創業後の成長支援機能を強化することで、大学発スタートアップの着実な成長を実現し、研究力強化及び新たなスタートアップ創出につなげる好循環を構築する。

### ②17分野に重点化した研究開発支援

- ディープテック分野は研究開発に長期間を要し多額の資金が必要になりリスクも高いことから、開発段階から事業化・量産化・海外展開までを見据えた一貫通貫の支援を17の戦略分野に重点化しつつ、抜本的に強化するとともに、NEDO等による伴走支援体制を確立する。

### ③グローバル・スタートアップ・キャンパス構想

- 世界から優れた人材・投資を集める呼び水となる成果を生むべく、施設の開所に先立つ先行的活動を本格的に開始する。また、2027年度早期の運営法人設立に向け、政府からの出資等を含めた必要な措置を行うとともに、拠点の施設整備に向けた基本計画を策定し、設計に取り組む。また、内外の多様なトップレベル人材の下、世界規模の社会課題解決に資するイノベーションが創出されるような組織を構築すべく、グローバルかつ卓越した透明性の高いガバナンス体制を構築する。

### <17の戦略分野のスタートアップ支援>

17の戦略分野のスタートアップ支援として、例えば以下の施策を実施する。

### ④A I分野のスタートアップ支援

- 日本のA I開発力と産業競争力の底上げを目指して、スタートアップ等向けの計算資源の補助、データセットの構築、ユーザー企業やVC/CVCとのマッチングの機会等を提供する「GENIAC」事業や、懸賞金型プログラム（GENIAC-PRIZE）等を充実させる。さらに、成長の加速装置であるA Iトランスフォーメーション（A X）の着実な実施にも資するフィジカルA IやバーティカルA I分野等への支援も拡充する。

### ⑤G X・環境領域のディープテック・スタートアップに対する支援事業

- G X・環境領域に資するスタートアップの社会実装を加速するため、新た

に SBIR 制度における大規模技術実証等（フェーズ 3）や地域が抱える社会的課題を同時解決するスタートアップへの資金支援の拡充、脱炭素化支援機構（JICN）によるシード・アーリー段階への投資拡大、グリーン購入法の活用やマッチングカンファレンスを通じたスタートアップの需要創出、研究機関やスタートアップ等が利用しやすい環境データ基盤の整備等により、起業後から事業化段階まで一気通貫した支援を実施するとともに、更なる支援体制の強化を検討する。また、NEDO による研究開発支援・事業化支援における資金供給にあたっては、よりグローバルでの事業展開ポテンシャルを秘めた人材、事業者に対して、優先的に支援を行う。

#### ⑥創薬先端医療領域のスタートアップエコシステム形成

- アカデミアやスタートアップ発の革新的なシーズの実用化を推進するため、開発者が開発計画段階から事業展開を見据えた開発ができるよう、革新的医薬品等実用化支援基金や医療系ベンチャー・トータルサポート事業（MEDISO）による支援を行うほか、創薬シーズの実用化に向けた医薬品医療機器総合機構（PMDA）における相談体制の充実を図るとともに、拠点における支援体制を強化し、新たな事業領域創出につながる戦略的な医薬品・医療機器産業振興エコシステムの形成を行う。

#### ⑦フードテック分野のスタートアップ支援

- 農林水産分野における新たな成長産業領域として、フードテック分野について、民間投資を誘発するべく、民間マッチングファンド方式を含む自動化等に資する複数年度の実証支援や、研究開発プラットフォーム等のイノベーションハブにおいてオープンイノベーション等の推進を行う。

#### ⑧フュージョンエネルギー分野のスタートアップ支援

- フュージョンエネルギー・イノベーション戦略（令和 7 年 6 月統合イノベーション戦略推進会議改定）等において、スタートアップを含めた官民の研究開発力を強化するとされていることを踏まえ、2030 年代の発電実証の実現に向けて、より競争力のあるシステムの実現を目指すスタートアップ等による野心的な技術開発や SBIR 制度における大規模技術実証（フェーズ 3）を通じた要素技術開発等について資金供給も含めて強力に後押しするとともに、トリチウム取扱い等のスタートアップ個社では対応の難しい技術課題について、量子科学技術研究開発機構（QST）等のイノベーション拠点における研究開発・基盤整備を推進する。

### (3) 経営力の強化と伴走支援体制の充実

#### ① スタートアップと経営人材（大企業含む）のマッチング強化

- アカデミアや技術シーズ保有機関に対し、より有望な技術シーズの能動的な探索・発掘を促すとともに、発掘された技術シーズについては、起業支援、知的財産戦略、事業戦略等に係る専門人材チーム（イグニッションチーム）によるワンストップ支援の実施に向けて支援を拡充する。さらに、地域金融機関やベンチャーキャピタル等と連携し、大企業からスタートアップへの人材の流動化を促進する取組を強化する。

#### ② J-Startup による 17 の戦略分野のスタートアップ指定と伴走支援

- 「世界で戦い、勝てるスタートアップを創出する」ことを目標に、有識者からの推薦等にもとづき、これまで合計約 270 社を選定してきた J-Startup は、選定企業に対して、各種補助金における優遇等の政府支援に加え、民間企業「J-Startup Supporters」との連携支援などの取組を実施してきた。17 の戦略分野のスタートアップを中心にユニコーン級のスタートアップ創出に向けて、更新制や公募の導入などを含む J-Startup 制度の見直しを行うとともに、J-Startup 選定企業のスケールアップに向けた集中支援・伴走支援の在り方について検討を加速する。また、J-Startup 地域版は、対象地域を全国に拡大し、地域未来戦略との連携を図る。

#### ③ 競争優位性を実現するビジネスモデルとそれに連動した知財戦略の構築支援

- ディープテック領域のスタートアップは、その技術力が競争優位性の源泉であり、国際競争力強化に向けて知財戦略支援の重要性が高まっていることを踏まえ、シード・アーリー期のスタートアップに対して、ビジネス・知財の両面から支援するプログラムを強化する。さらに、VC やアクセラレーター等のスタートアップ支援機関向けへの知財専門家の派遣を拡充する。

#### ④ 産総研（AIST Solutions）による伴走支援

- 量子・AI、バイオなど産業技術総合研究所（産総研）の研究開発成果をいち早く社会実装するため、産総研の成果活用等支援法人である AIST Solutions において、従来の技術やマーケティングといったハンズオン支援に加えて、資金供給を行うことで、技術創出から起業、成長支援をシームレスに進める支援体制の検討を進める。

## **(柱3) 地域の経済社会を担うスタートアップの創出・育成**

### **(1) 次世代を担う起業家の育成**

#### ①アントレプレナーシップ教育の更なる充実

- 全国の大学生・博士課程学生を対象とするアントレプレナーシップ教育の受講機会の拡充を図るとともに、海外派遣の充実など教育の質の向上を図る。また、起業家人材の裾野を広げる観点から、小中高段階においても、大学、地方公共団体及び産業界等がお互いの知見を活かして連携し、学校現場への起業家等の派遣等を行うことで、受講機会の拡充を図る。さらに、教職員向けのプログラムの提供により、アントレプレナーシップ教育の質の向上を図る。

#### ②未踏/AKATSUKI/NEPによる次世代起業家育成支援

##### (i) 未踏/AKATSUKI

- 「未踏」事業の修了生からは、現在までに約500人が起業又は事業化に至った。「5か年計画」で掲げた年間500人の育成規模までの事業拡大とその先を見据えて、例えばビジネス化を前提とした「未踏アドバンスト」コースについて年間2度募集を行う2期制を担当するプロジェクトマネージャー（PM）の確保や運用体制等の強化を図る。また各地域から未踏的な人材を発掘する「AKATSUKI」事業について、地域間の連携や知見の共有を進め、今後の定着・強化の方向性を検討する。

##### (ii) NEP (NEDO Entrepreneurs Program)

- NEDOにおいては技術シーズを活用した事業構想を持つ研究者・学生等に対して、カスタマーディスカバリーを含む市場調査支援、起業・事業経験者等によるメンタリングなど起業支援を実施してきたが、地域経済の成長や社会課題の解決に貢献するスタートアップの創出・育成を強化するため、地方大学・高専関係者が本事業に参入しやすいよう制度の見直しを行うとともに、地方大学・高専関係者への広報の強化を行う。

### **(2) 地域におけるスタートアップの更なる創出に向けた支援**

#### ①高専発スタートアップ支援の加速化

- これまで全国の高専に自由な発想でものづくりに取り組む起業家工房の整備を行うなど起業に向けた環境を整えてきたが、今後、高専におけるアントレプレナーシップ教育の充実や高専発スタートアップの創出・成長支援を強化する観点から、独立行政法人国立高等専門学校機構を中心とした、高専間ネットワークを活用した支援体制を拡充する。具体的には、国立高専機構本部にスタートアップ支援組織を設置、各高専への地域連携コーディネータの配置促進、地域課題解決に取り組む社会実装教育の強化やカリキュラムの体系化、さらに外部専門家による伴走支援体制の充実を行う。

## ②自治体および地域金融機関と連携したローカル・スタートアップの支援

- 創業融資には通常よりもリスクが伴うため、地域金融機関による資金供給が限定的であり、地域におけるスタートアップの創出が進まないという課題がある。産官学金の連携により、地域の資源と資金を活用した新規事業立ち上げを支援する制度（ローカル10,000プロジェクト）について、2026年度から、「融資／公費」比率の見直しや公費助成上限額の増額などの制度拡充を行い、より大きな融資を引き出しながら、地域密着型の事業の立ち上げを一層推進する環境の整備を進める。

## ③スタートアップ創業時の手続負担の軽減

- スタートアップ等の創業時、ヒト・モノ・カネ・情報が課題となるが、創業に必要な行政手続については、府省庁及び自治体ごとに分かれており、起業家が各機関の窓口やウェブページをそれぞれ訪問しなければならず、多くの時間や労力を要していた。デジタル庁が提供するGビズポータルにおいて、創業に必要な手続を集約したメニューサイト（「手続ジャーニー」）を公開し、スタートアップ等を創業する際の手続負担を軽減する。さらに今後、スタートアップ等向けの補助金や許認可などのメニュー拡充や情報発信の強化を図り、新規参入を促進する。

## ④インパクトスタートアップ/ローカル・ゼブラ支援、VCや機関投資家等によるインパクト投資の拡大を通じたスタートアップへの資金供給促進

- インパクトスタートアップ、ローカル・ゼブラを中心とした、地域経済の循環を生み出す仕組みの事例創出に向けて、各地で企業と地域のステークホルダーの連携体制を構築するソフトインフラの整備を進める。加えて、ローカル・ゼブラに対して成長資金の円滑な供給が行われるよう、地域の実情に合わせたファイナンスの仕組みの構築に向けたモデル地域の創出に取り組むとともに、その成果も踏まえて資金提供者・資金調達者での対話を進め、ガイダンスの策定を行う。
- 更に「インパクトコンソーシアム」を通じて、スタートアップを含むインパクト創出企業に対するインパクト投資の手法及び市場を確立し、社会・環境的効果（インパクト）の実現を図る事業を推進する。
- また、行政や地域金融機関の協働等により、農山漁村地域の課題解決に貢献するインパクトスタートアップへの伴走を推進し、社会課題解決と民間投資の循環を創出する。

### (3) 社会課題解決を牽引するスタートアップの実証・調達

#### ①自治体によるスタートアップ調達の強化に向けた方策の推進

- 全国各地でスタートアップが持つ先端技術の社会実装を強力に後押しするため、全ての都道府県及び指定都市においてスタートアップからの調達、さらには広域的な調達を含む市町村レベルでのスタートアップからの調達拡大が行われるよう、各自治体における4号随契<sup>14</sup>に基づく調達の実態に関する調査を毎年度定期的の実施し、優れた調達事例についてウェブサイトでの情報発信をはじめ横展開を行う。
  
- また、地方公共団体の入札契約においてスタートアップが参入しやすい運用が行われるよう、入札参加資格の設定における下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用等の促進や、国で定める「スタートアップの公共調達の加速に向けた契約等の運用指針」の自治体への横展開を実施する。さらに、複数自治体のニーズを統合する広域調達の仕組みや自治体における実証・導入実績を「次の顧客」につなげる仕組みの整備に向けたガイドライン<sup>15</sup>の改訂、4号随契の積極的な活用を促すための助言等を行う。自治体の入札・契約制度の運用に関して、引き続き各府省庁間にて連携を行う。
  
- 地域未来戦略における産業クラスターの形成に向けた取組や、スタートアップ・エコシステム拠点都市における取組とも連携を図りつつ、「自治体と地域課題解決に取り組むスタートアップの官民連携に向けた実践ガイド」を活用し、自治体における官民連携・公共調達事例創出の支援を行い、当該事例創出までの過程をモデル化して他自治体へ横展開を行うことによって、官民連携、公共調達の促進につなげる。加えて、デジタルマーケットプレイス (DMP) について事業者への広報活動やカタログ掲載のPRツール提供を通じて登録を促し、スタートアップを含む多様な事業者の公共調達への参入拡大を推進する。

---

<sup>14</sup> 地方自治法施行令第167条の2第1項において、「地方自治法第234条第2項の規定により、随意契約にすることができる場合は、次に掲げる場合とする。」とされ、同項第4号において、スタートアップ等との随意契約について、「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより、普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から、普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき」と定めている。

<sup>15</sup> 「スタートアップ等から公共調達を行う場合の知的財産の保護及び調達の工夫に関するガイドライン」(令和7年6月策定)

## ②国家戦略特区制度を活用したスタートアップの創出・育成の促進

- 国家戦略特区制度では、地域における成長・イノベーションの担い手となるスタートアップの創出・育成を促進するため、スタートアップの人材・資金の確保に資する特例メニューや、創業手続きの円滑化を図る支援メニュー等を提供してきた。それらの更なる活用を促すため、情報発信の強化を図るとともに、スタートアップによる新産業創出や新技術の社会実装に必要な規制・制度改革提案を引き続き募集し、その実現を後押しする。

### (4) 地域における多様なプレイヤーの連携

#### ①スタートアップ・エコシステム拠点都市におけるスタートアップへの伴走支援体制の強化

- 2025年度に選定した第2期スタートアップ・エコシステム拠点都市について、各拠点都市の産業特性やスタートアップの実情を踏まえ、海外展開支援を引き続き進めるとともに、地域においてはスタートアップの経営実務上の課題（契約に係る交渉・調整、品質管理等）を解決する人材が不足していることから、これらに対応したハンズオン支援等を新たに実施する。

#### ②地域未来戦略における産業クラスターの形成に向けた取組との連携強化

- 地域未来戦略における産業クラスターの形成に向けた取組との連携を図りつつ、地域の経済社会を担うスタートアップの創出・育成のため、地域未来戦略において、都道府県（市町村が策定することも可）にて策定される地域産業クラスター計画において、重点的な支援を講ずる企業群として選定された、「重点支援企業」に対して、各種スタートアップ施策においても、優先採択等の審査上の考慮を行う。さらに、スタートアップ・エコシステム拠点都市とも連携して、各省庁の関連施策により、戦略産業クラスター計画、地域産業クラスター計画及び地場産業成長プランに位置付けられた、地域発のスタートアップに関連した取組に対する支援を行う。

#### ③大規模産学連携拠点の形成

- 地域から成長産業を創出するため、イノベーションに不可欠な“知の源泉”である大学等と産業界、自治体等が連携し、研究成果の実装化・人材育成に取り組む大型の研究開発プロジェクト等を後押しし、産業界のコミットの引き上げや大学改革等によって産学連携を次なるステージに進める。また、国から各地域の大学等に優れた研究シーズの事業化に要する体制整備支援・事業化支援を行い、全国各地から地域経済の成長を担う大学発スタートアップの創出を図る。